

= 7月号 =

No. 342



広報

あぐね

昭和50年7月10日

編集 阿久根市

発行 総務課

毎月一回 10日発行 一部10円

昭和43年4月20日

第3種郵便物認可

## 梅雨あける

農作物に恵みの雨をもたらした梅雨もあけ、しやく熱の太陽の中をこころよい風が吹く。  
無邪気に水に親しむこの子らにも夏が来、健康な体づくりと明るい社会づくりにかっ好きな暑い暑い夏がやってきた。

(阿小四年生の水泳)



# 明るく親しまれ

## 信頼される窓口環境づくりを



小野義成氏

市民の方々がどんな色に染めて頂くかということにもなっています。幸い阿久根市民は優れており立派な市民であるという事を耳にいたしました。非常に力強く誇りに思っております。

大正六年五月十九日生 五十八歳  
阿久根市赤瀬川大尾出身  
県警察本部刑事部長 警視長

このたび阿久根市助役を命ぜられ六月十三日着任しました。

私は浅学非才のうえ、阿久根市を三十数年、留守にしており、市内の土地、民情ともに未知のことが多く地方自治や政治につきましても全くの白紙でございます。この白紙に市議会議員の方々の

ご承知のとおり、政界、経済界、官公庁にも立派な先輩や同僚後輩の方々が活躍されています。この立派な市民の方々のご指導とご援助を賜りますならば、聡明な坂元市長の女房役が勤まるのではないかと光明を見出ししているところでございます。

仕事につきましては、坂元市長の施政方針を旨とし、その実現のため努力を傾注し、市政発展のため頑張る覚悟でございます。



高原茂氏

大正十年三月十五日生 五十四歳

阿久根市鶴川内長谷出身

阿久根市役所前総務課長

このたび市民の皆さんの心から

そのためには役所にあつては職員一体となって明るく、親しまれ信頼される窓口環境づくりに努力し、又市民の皆様や、各種機関と協調を図りながら市民の社会福祉の向上を目指したいと考えます。水く故郷を離れておりまして「誰か故郷を思わざる」の心境で

## 市民の期待に懸命の努力を

### 収入役就任の挨拶

なご支援によりまして、収入役に就任することになりました。もとより浅学非才でありまして、収入役という重大な職責を考えますときに身の引きしまる思いであります。

あたえられた職務に対し懸命の努力を払い市民のご期待にそいたいと思っておりますので、なにとぞよろしくご指導のほどお願いいたします。

他の場合は五十万円となります。

災害援護資金は一災害で一世帯当りの貸付け限度額が、災害の被害の種類や程度に応じて次のようになりまして。

▽世帯主が負傷し一か月以上の療養が必要な場合

(一)家財の被害金額が、その家財の価格の約三分の一以上の損害で住居の損害がない場合は 三十万円

(二)家財の被害があり、住居の損害があった場合 六十万円

(三)住居が半壊した場合 七十万円

(四)住居が全壊した場合 百万円

(一)家財の被害があり、住居の被害がない場合 三十万円

(二)住居が半壊した場合 四十万円

(三)住居が全壊した場合 七十万円

(四)住居全体が損壊したり、流失した場合は 百万円

▽償還期間  
災害援護資金の償還期間は十年でそのうち三年は据置期間となり規則で定めてある場合は五年の据置期間となります。

市奨学金  
高校は三千円に

市奨学金が増額されることにな  
(二面へつづく)

市奨学金が増額されることにな  
(二面へつづく)

市奨学金が増額されることにな  
(二面へつづく)

市奨学金が増額されることにな  
(二面へつづく)

## 例市議会 義成氏 高原茂氏

り、それぞれ原案どおり可決されました。  
同意2件は助役に小野義成氏が収入役に高原茂氏が議会の同意を得、就任しました。

### 災害弔慰金 死亡は百万円

災害にあい死亡した者一人当りの災害弔慰金が百万円になりました。

この額は災害弔慰金を受けるところができる者が、死亡者と生計を同じにしていた場合の額で、その

この額は災害弔慰金を受けるところができる者が、死亡者と生計を同じにしていた場合の額で、その

この額は災害弔慰金を受けるところができる者が、死亡者と生計を同じにしていた場合の額で、その

この額は災害弔慰金を受けるところができる者が、死亡者と生計を同じにしていた場合の額で、その

- 総務課長 (商工水産課) 中尾泰法
- 福祉事務所長 (税務課) 太田肇雄
- 商工水産課長 (福祉事務所) 花木実義
- 税務課長 (水道課) 弓場義徳
- 道路維持課長 (建設課) 田上竜彦
- 総務課長補佐兼職員係長 (議事事務局) 鶴岡辰男
- 企画課長補佐兼企画係長 (総務課) 川畑文平
- 税務課長補佐兼庶務係長 (農業委員会) 田島良之
- 土地改良課長補佐兼庶務係長 (教育委員会) 小牟田富治
- 建設課長補佐兼庶務係長 (建設課) 寺地世界
- 国民宿舎副支配人兼営業係長 (国民宿舎) 福田明
- 水道課長補佐兼管理係長 (水道課) 折田松平
- 総務課行政係長 (企画課) 宇部敏寛
- 財政課管理係長 (総務課) 馬見新純
- 企画課統計調査係長 (企画課) 浜田健二
- 保険衛生課環境係長 (農政課) 鶴田幸吉
- 農政課農業課改善係長 (市民課) 黒水敏
- 商工水産課冷蔵庫係長 (福祉事務所) 有田健三
- 道路維持課長 (建設課) 園田昭男
- 道路維持課失業対策係長 (教育委員会) 藤原住雄
- 会計課管理係長 (商工水産課) 浜田徹
- 福祉事務所保護係長 (福祉事務所) 餅越学
- 水道課管理係長 (会計課) 末吉外
- 議事事務局議事係長 (市民課) 新伊藤
- 農委事務局農業振興係長 (財政課) 磯畑節夫
- 教委庶務課長補佐兼財務係長 (土地改良課) 池脇忠志
- 教委庶務課庶務係長 (保険衛生課) 筒井雄



第二回定例市議会

### 第2回定

# 助役に 小野 収入役に

第2回阿久根市議会定例会は6月13日から21日まで開かれ、報告2件、同意2件、議案19件が審議され、議案1件が委員会付託にな

りました。  
高等学校の奨学生、月二千五百円以内を月三、〇〇〇円以内、高等専門学校月三千五百円を月四千

円に、大学、研究所等の奨学生、月五千円以内を月六千円以内にそれぞれアップし、昭和五十年四月一日から適用されることになりました。

これは能力があるにもかかわらず経済的理由で修学困難な者に対し学費を貸与し、経済的負担を軽減しようとするものです。

### 照明使用は 一時間八百円

阿久根市総合グラウンド条例の一部が改正になり、総合グラウンド使用料が別表のようにになりました。

(一)北藤広城市町村圏(阿久根市、出水市

種別		時間	時間円
基本料金	体育スポーツに使用する場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	100
		入場料又はこれに類するものを徴収する場合	700
	その他の催し物等に使用する場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	1,000
		入場料又はこれに類するものを徴収する場合	2,000
夜間照明施設を使用する場合		1時間	800

総合グラウンド使用料

高尾野町、東町、長島町及び野田町)以外の居住者使用の場合は基本料金の十割増となります。  
〔使用者が特別の設備を行ったり備えつけの器具以外の器具を使用するときは、電気、水道料等の実費を徴収することになります。〕  
〔使用料(夜間照明施設使用料を含む)の算定は、一時間に満たない端数があるときは、一時間となります。〕  
この条例の施行は照明施設の完成から行われる予定です。

### 世帯平等制 は五千円に

阿久根市国民健康保険税の一部が改正になり、五十年年度の保険料率が決まりました。  
国民健康保険税は、所得割額、資産割額、被保

険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額ですが、それぞれの率が改正になったものです。  
〔所得割〕  
所得額から基礎控除した額に百分の三・九を乗じた額  
〔資産割〕  
固定資産税(土地家屋に係る額)の百分の四十  
〔平等割〕  
被保険者一人につき四千円  
一世帯につき五千元

### 宿泊の入湯 税七十円に

阿久根市税条例の一部が改正になり、入湯税の税率が、入湯客一人一日について、宿泊の場合七十

### 市有温泉利用料が 年額二万七千円に

市有温泉管理及び利用料徴収条例の一部が改正になり、従来の口径三十二ミリ給湯口が年額一万二千元を二万四千円に、三十八ミリ給湯口年額一万三千五百円が二万七千円に改められました。

### 道路維持課 を新設

建設課内にありました道路維持係と失業対策係が独立し道路維持課になりました。

## 国民宿舎、宿泊料等を改正

### 大人一泊で千六百元に

昭和五十年五月三十一日、第四回阿久根市議会臨時会で阿久根市国民宿舎条例の一部の宿泊料等が改正になりました。宿泊料、休憩料等は別表のとおりになります。

休憩料		宿泊料		使用料	
小中学校・児童生徒	大人	幼児	小学生	中学生	大人
一人	一人	一人	一人	一人	一人
午後四時まで	午前十時から午後四時まで	無料	千四百円	千四百円	千六百円
三百円	六百円	実費	四百円	四百円	四百円
二百五十円	五百円	費	九百円	九百円	九百円
四十円	六十円		二千四百円	二千七百円	二千九百円
					合計
			五十円	百円	百円
					冷暖房料



# 一般 四億千三万五千円を補正

## 四十二人乗り老人バスを購入

## 総合グラウンドにナイター設備も

◇第二回阿久根市議会定例...  
 ◇会費一般会計四億一、三、〇〇〇...  
 ◇万五千円の補正予算可...  
 ◇決されました。...  
 一般会計に四億一、三万五千円を補正し、総予算額三億四、一八二万三千円が可決されました。そのおもなものは、

### 総務費 七、八七万 円

区長会の運営費や研修会費、委託料では地質調査、白アリ防除の各委託費です。工事請負費では庁舎修繕工事、市民会館の外部建具塗装や音響設備改修工事費があり、そのほか交通安全対策のガードレール、ロードミラーの設置工事費があります。

### 民生費 一、三五一 万 円

負担金補助がおもで社会福祉協議会、民生委員協議会、北陸身障スポーツ大会、出水地区老人スポーツ大会、老人クラブ連合会や部落老人クラブ運営補助金があります。また児童福祉施設費では、校区青少年問題協議会、母子福祉会の補助金があります。災害救助費では災害見舞金があります。扶助費では、身障者更生医療費

### 農林水産業費 一億一七八 万 円

農業委員会費では農業委員の研修費があり、農業統務費では小組合長連絡協議会補助金があります。農業振興費のなかで、農業振興地域特別管理事業調査員謝金、水田農作利用促進対策あっせん員謝金等が報償費に含まれています。委託料では文旦加工新製品開発委託、原料用甘しよ有樹系統増殖委託、育成文旦種柑新種母樹管理委託、水稲、甘しよ優良系統採取委託は委託があります。

負担金補助では、農業生産組織育成強化、稲作転換特別対策事業、小規模土地改良、麦生産振興対策モデル集団、水田乾田化対策事業、水田農作期間借地奨励、中津原地区防風施設設置事業、えんどう連作障害対策事業等の補助金が含まれています。▽畜産業費のなかで飼料作物生産振興対策事業生産奨励金等の負担金も含まれています。

▽農地費では県営長谷田池整備事業、第二大尾農免事業、県営折多海岸保全事業、農道舗装事業、県基幹農道整備事業（尻無地区）県単備田頭農道整備事業、県単倉津農道整備事業が負担金補助に含まれています。

▽補助農道改良事業費では立石地区農道改良舗装が含まれています。農道改良受託事業費では農道舗装受託工事の請負費があります。

▽林業費のなかで治山治水協議会県単散治原段治山事業、竹林改良事業、いのしし被害防止電気牧園設置事業、竹林作業道開設事業、竹林振興連絡協議会の負担金補助がおもでした。市有林造成費は貸金と委託料がおもで貸金は市有林造成、共有林造成、害虫防除貸金で委託料では黒山園苑造林事業委託でした。また原材料費は造林用苗木が含まれています。

▽本産業費は橋本漁港局部改良工事の請負費と向久根漁港修築事業負担金がおもです。▽商工費は夏まつり行事小規模事業指導業務等の負担金と阿久根市道街路灯設置工事請負費がおもです。

### 土木費 一億四、七三二 万 円

▽道路橋りょう費のなかでは落石

投機的な土地の保有をおさえ、土地の供給促進を図るため、昭和四十八年度に特別土地保有税が創設されました。

この保有税は土地を保持している方に対する税金と土地を取得した方に対する税金の二つに分かれています。

●土地を保持している方に対する税金

（昭和四十四年一月一日以後に五千平方メートル以上の土地を）取得し毎年、一月一日現在持っている方に税がかかります。

### 市税シリーズ(8) 特別土地保有税

●土地を取得した方に対する税金

（昭和四十八年七月一日以降一年間に五千平方メートル以上の土地を取得した方）にかかります

（申告納付期限）

（1）毎年一月一日前一年以内に五千平方メートル以上の土地を取得した方はその年の二月末日

（2）毎年七月一日前一年以内に五千平方メートル以上の土地を取得した方はその年の八月末日

（3）税率 取得価格に百分の三を乗じた額から不動産取得税額を引いた額が税額になります。

また土地の取得分ですでに申告納付したものについては申告の必要はありません。

その年の五月三十一日

（税率）取得価格に百分の一、四を乗じた額から固定資産税を引いた額が税額となります。

防止工事、市道新設改良工事の請負費や、市道用地の購入費が含まれています。

また不動ノ下道路新設改良事業の補助金や立木補償金、橋本橋架換工事委託料であります。

▽河川費は黒之浜急傾斜対策事業負担金がおもでした。

▽港湾費は黒之浜港高改修事業負担金が含まれています。

▽都市計画費は公園費のなかで晴海公園新設とその関連工事があります。

### 教育費 一億一、五三九 万 円

▽住宅費では潮見ヶ岡住宅電気配線改修工事と土木場住宅排水工事の各請負費が含まれています。また住宅建設費はがけ地近接危

教育費は一億一、五三九万円が可決されました。

▽小学校費は言語治療教室改修工事、校舎等改修工事、服体照明改修工事、プレハブ移転工事、電源設置工事の請負費と鶴川内小学校のプール建設事業の請負費がおもです。

▽中学校費は大川中危険校舎改築事業の工事請負費です。

そのほか総合グラウンドの照明工事費も含まれています。

# 死亡には70万円

## <交通災害共済制度>

### 5月末加入率は48%



死亡見舞金を渡す市長

交通災害共済制度が昭和五十年四月一日から改正になりました。この制度は、交通事故で被害を受けた方を救済するもので、最近の交通機関の増加にもない事故件数も増えていきます。

市内の交通機関による事故で一月一日から六月二日まで

現在、自動車事故が五十一件、死傷者が七十六人あり、列車事故は一件で死亡につながっています。またこの期間で交通災害共済見舞金を支給した件数は三十九件ありそのうち死亡事故は一件でした。

現在阿久根市の推計人口は五月末現在で三万四人ですがこのうち加入されている方は一万四千五百五十九人で加入率は四八・八割になっていきます。

このように加入者は二人に一人の割合で加入していることになりましたが私達はいつ災害に見舞われるかわかりません。不測の災害に備えて全員加入するようにしましょう。

次に交通災害共済のあらましを紹介いたします。

●共済見舞金の支給される場合  
自動車、トラック、バス、原動機付自転車、自転車、その他の軽自動車、電車、気動車、モノレール、船舶や航空機の交通で事故にあい、死傷したとき。

●支給される共済見舞金  
(一)死亡した場合 七十万円  
(二)七日以上の治療が必要な傷害を受けた場合  
〔基本額〕 五千元  
〔入院一日につき〕 五百円  
〔実通院一日につき〕 三百円

ただし入院通院はそれぞれ単独または相互に通算して百八十日が限度となります。

●相談の内容  
(一)苦情相談(商品やサービスが、一般的に期待される品質や機能などより劣り、それにより損失をうけたとき)  
(二)買い物相談(商品やサービスを適切に選択するための相談)

●共済見舞金の請求に必要なもの  
(一)共済見舞金請求書  
(二)会員証  
(三)警察署長が発行する交通事故証明書  
(四)医師の診断書

## 買い物相談はきがるに

### 年間三十七件の相談件数

私たちは、日ごろの消費生活(品物の購入やサービスの提供など)のうえで、多かれ少なかれ、いろいろな不平や不満を感じています。

市では消費者の苦情を受けつけ、消費生活センター等の関係機関と協力しながら、そのつど解決して消費者の利益を守り、その解決の過程をおしえて、製造業者や卸売業者、販売業者、各業界などに消費者の声を聞いてもらい、改善策を講じてもらう制度を設けています。

共済見舞金の請求には右の書類が必要ですので市役所市民相談係までおいでください。

●共済見舞金の請求期間  
交通事故にあった日から一年以内です。

49年度苦情相談件数と主な内容

件数	苦情相談内容
21	1. JASマークのない位づめの異物混入
	2. トーフ・ハム・ソーセージとAF2についての不安
	3. 果実見舞かごの腐敗(もらった方から)
	4. 製造年月日の標示がない
2	1. 寸法違いのソックス(阿久根で買った商品に大阪から)
	1. 電子ジャーの悪臭と修理
2	1. 不在宅ガス計算の不安
	1. 自由な買物のできないふんいきについての苦情
11	2. 返品取扱いについての不服
	3. ポットに浮く異物に気付かず使った赤ちゃんのミルタを作ったが体に異状はない
	その他
計	37

●商品テスト  
小さな苦情でも近所や友達と話しただけでは基本的な問題の解決にはなりません。

泣き寝入りがないよう勇気を持ってお知らせ下さい。

▽電話や口頭、手紙などで申し出られてもよいです。

▽いつ、どこで、だが、何を、どうしたら、どうであったのかなどを、はっきりしておきましょう。

▽とく名でもよいですがくわしい内容や損失を受けたときのあつ

せんなどに必要ですから、住所と氏名、電話番号をお知らせください。

(秘密は厳守します)

▽証拠がないときは水かけ論で終わることもあります。

現品や、ラベルシート、領収書契約書などの資料は、保存しておきましょう。

▽苦情は早め(日数がかかりすぎると苦情処理が困難です)消費生活相談員

橋元 シメエさん ①211

### 夏の交通事故防止

昭和五十年七月から八月三十一日までの二か月間におたり、夏の交通事故防止運動が実施されます。

●おもな運動

- ①交通安全教育の推進
- ②安全な遊び場の確保
- ③二輪車の安全な乗り方教育

エヘルメット着用の徹底

### モデル高齢者学級

6月7日阿久根農校で県モデル高齢者学級の開講式が行われました。

当日は60歳代から80歳代まで合せて40人が参加しました。

これから1年間定期的に花づくりや栽培方法を実習や講義で学んで行くことになります。



### カサゴ(アラカブ)を放流

黒之浜漁協は六月五日、黒之浜地区にカサゴ(アラカブ)一万匹を放流しました。  
これは資源の増産を目的に大分県の水産試験場から取り寄せたもので一匹平均三センチ程のカサゴは船から放たれるとサツと海中に散って行きました。



### 青果用甘しょ、初出荷

青果用の甘しょが大川地区で初出荷されました。

甘しょは五割の箱に等級ごとに分けられ北九州に送られます。青果用甘しょは「コウケイ14号」で一箱当りの単価は百八十円前後の高値になります。



めぐみ幼稚園の園児達が6月11日市長に毎日ごころう標と花束と手紙を贈りました。

これは毎年行われ、交通安全、災害防止などに毎日頑張っている消防署、警察署にもそれぞれ贈り署員の士気をたかめています。

### 幼稚園児、花束を贈る

### おめでた

坂下 由理子 (出生児)	欽啓 (折口東)	寺田 智美 (八生)	双津 みちる (高範)	松田 直樹 (尻無上)	中原 貴浩 (永田上)	大田 幸一 (馬場)	桐野 隆志 (武夫)	野畑 泰緒美 (淵)	川添 泉美 (真治)	富重 芳 (弘之)	下路 和弘 (原作郎)	下沢 淳 (一男)	三輪 勝 (正昭)	長田 ルミ (之一)	松永 郁子 (軍七)	浜崎 智洋 (軍吉)	山下 直美 (昭博)	松山 祐子 (光男)	盛栄 義浩 (陽一)	川畑 希美 (八州男)	泊田 恵子 (博)	赤木 秀也 (秀義)	山田 恭子 (優)	和田 宏之 (六男)	藤房 典子 (康典)	岡山 雅史 (良幸)	小田 徳広 (新一)	迫田 豊子 (清実)
--------------	----------	------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------	------------	------------	-----------	-------------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-----------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------

### 子どもの水難事故をなくそう

毎年夏になると水による事故が増えています。

子どもの水難事故をなくすようにみんなで注意しましょう。



# 保険加入で楽しくスポーツを

## 〈スポーツ傷害保険〉

### 七月三十一日までに受付け

スポーツ安全協会傷害保険が実施されています。

この保険はスポーツ安全協会のスポーツ団体や社会教育関係団体のうち、責任者を置き、団員がはっきりしている団員十人以上の団体の構成員が対象となります。

対象となる団体

①学校、幼稚園の児童生徒から構成され、自主的、自発的な活動を目的とした団体。

②(学校のクラブ、スポーツ少年団、子供会、ボーイスカウト、スイミングクラブ、サイタリンドクラブ等)

③青年団体、婦人団体などの市民のスポーツ団体や社会教育関係団体

④この保険で対象となる事故

①被保険者の所属する団体の管理下で活動中の傷害

②団体が指定する集合、解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の傷害。

③保険料と保険金

保険料は一口百円で二口までかけられます。

保険金は一口五十万円で百万円までになります。

④加入団体は、団体に一口か二口どちらかを選び団員全員が同一口数でご加入ください。

⑤保険金の支払い方法

⑥死亡保険金、被害の日から百八十日以内にその傷害がもとで死亡したとき。

⑦後遺障害保険金、被害の日から百八十日以内にその傷害がも

とて後遺障害が生じたときはその程度によって保険金額の百割から三割

⑧医療保険金 医師の治療を受け

け、平常の生活や仕事ができるようになるまでの間、治療日数が一日につき一口五百円

(治療日数七日本額は対象となりません)

⑨加入の手続きと保険期間

⑩加入手続きは教育委員会で行

ってください。

⑪保険期間、加入手続き完了の翌

日から昭和五十一年三月三十一

日まで

⑫申込受付期間

昭和五十年七月三十一日まで

## 二十万円を限度に貸付け

### 国庫債券貸付金制度

職没者の妻に第四回特別給付金

国庫債券(六十万円)と職没者の

父母に対する第五回特別給付金

車債券(三十万円)を受領し、事

業資金を必要とされる方で、生活

に困っている方や高令者等に国庫

債券担保貸付金制度があります。

妻の特別給付金国債で賦札枚数

一枚で二万九千円、八枚以上で二

十万円を限度額として貸付けられ

ます。

また父母特別給付金国債は、賦

札枚数一枚に五万六千円、二枚で

十万円を限度額として貸付けられ

ます。

担保借入手続についてわからない

方は市福祉事務所へおたづねく

ださい。

福祉事務所 電話 ③1211

# 明治生まれ

## ただいま夫婦で169歳

### 村上表吉、スソさん (松ヶ根)



仲良く寄りそう表吉さん・スソさん

#### 生年月日

表吉さん 明治27年5月4日 86歳

スソさん 明治24年12月5日 83歳

#### 好物 表吉さんは焼酎 スソさんはバナナ

#### 子供、孫、ひ孫 11人

市街地から17km程のところに松ヶ根部落があります。

そこに村上表吉さん、スソさん夫婦が元気で毎日を過ごしていらっしゃいます。

取材に行ったときは畑仕事に出て、サツマイモの植え付けをされておられました。

「おじいさんは元気かですね」と言ったら「明治生まれは元気かど」と言って笑われました。

夜は8時頃は寝られ朝4時か5時頃には起きてお茶を飲まれるそうです。

テレビは時代劇、プロレス、相撲が好きでよく見られるとか

「二人の結婚は」ときいたら表吉さんが22歳で64年前だとスソさんと教えてくれました。

(6月27日取材)

### 市民歩こう会

八月三日午前六時、中央公園から市民歩こう会を行います。

ふるって参加しましょう。

### おくやみ(五月分)

福水 政治64(補)キコ	尾上 友成59(飛松)カヲノ	中野 サツキノ81(仲仁田)	平 裕章7(中村)実雄	橋崎 ワセ7(本町)ナミ	春田 タツ子38(大林)重晴	岩崎 傳蔵56(大川島)スミ子	岩元 シタ83(水田下)タミ	橋元 仙吉70(渡留)ノブ	中野 ミツエ68(鴻)光雄	児玉 マサ子37(上乗)区光	川原 トミ57(遠矢)重雄	幸田 ツコ83(幸田)浜島タカ	寺地 栄一29(新町)みすみ	花木 敏次郎85(中屋敷)チヲ	大河 常人46(浜)スエ子	鬼塚 清吉31(町)川崎コト	西園 栄一5(高ノ口)円藏	野崎 彦兵衛70(大丸)ヤエ	寺地 末吉81(尻下)藤男	跡上 ワキ60(黒之浜)貫一	竹原 太助75(八郷)ツコ	京田 万吉72(瀬之上)ヤス	伊尻 アイノ80(深田)末義	新穂 イセ74(上原)陽史	石原 スソ64(桐ノ上)正義	野畑 ソメ67(桐ノ下)義徳	富田 ナツキタ81(桐ノ下)清雄	妻生田 ツル63(瀬之下)辰生	竹原 シオ79(八郷)勝雄	福原 勤45(黒之浜)イセノ
--------------	----------------	----------------	-------------	--------------	----------------	-----------------	----------------	---------------	---------------	----------------	---------------	-----------------	----------------	-----------------	---------------	----------------	---------------	----------------	---------------	----------------	---------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	------------------	-----------------	---------------	----------------

# 青少年育成推進指導員決まる

## 池脇良一さんら四人

青少年を健全に育てるために市内で五人の方が、県から委嘱を受け、五十年度の「青少年育成推進指導員」に任命されました。各地区などの行事等には出席願ってご指導を受けてください。

- 池脇 良一 (橋の東)
- 宗岡 健治 (一段)
- 日置 幸徳 (琴平)
- 神之内徳次 (中原敷)
- 平田 一男 (横手)

### 市民総ぐるみで非行防止を

七月十五日から八月三十一日まで、夏の青少年を育てる運動が実施されます。夏休みが近づいてきましたが、青少年の非行と事故が増加する時期です。

これらを防止するために県下一せいにやられるものです。市民総ぐるみで青少年の非行防止運動を行いましょう。そこでつぎのことに注意しましょう。

- (一) 家庭の中でもあいさつを。家庭での楽しい話し合いをもち、規則正しい生活で毎日をすごしましょう。
- (二) 先行先、帰宅時間ははっきりと。四交通ルールを守りましょう。
- (三) 不健全な場所への出入りや一人歩きはやめましょう。
- (四) 決められた場所以外での水泳はやめましょう。

# 脇本地区を地籍調査

## 境界杭ははっきりと

昭和五十年度地籍調査が行われます。これは正しい測量によって、新しく地図と帳簿(地籍図と地籍簿)を作り、皆さんの土地の正しい位置、形、地番、地目、面積を明らかにするための調査です。

昭和三十七年度 国 八七、七六  
県 四件  
市 一、二五〇件 十一件

昭和三十八年度 国 八六、七七  
県 七件  
市 一、〇八六件 十三件

### 苦情件数十三件

(公書)

昭和三十七年度 国 八七、七六  
県 四件  
市 一、二五〇件 十一件

昭和三十八年度 国 八六、七七  
県 七件  
市 一、〇八六件 十三件

昭和三十九年度 国 八六、七七  
県 七件  
市 一、〇八六件 十三件

昭和三十七年度 国 八七、七六  
県 四件  
市 一、二五〇件 十一件

昭和三十八年度 国 八六、七七  
県 七件  
市 一、〇八六件 十三件

昭和三十九年度 国 八六、七七  
県 七件  
市 一、〇八六件 十三件

昭和三十七年度 国 八七、七六  
県 四件  
市 一、二五〇件 十一件

昭和三十八年度 国 八六、七七  
県 七件  
市 一、〇八六件 十三件

昭和三十九年度 国 八六、七七  
県 七件  
市 一、〇八六件 十三件

昭和三十七年度 国 八七、七六  
県 四件  
市 一、二五〇件 十一件



明るい家庭に  
明るい社会

### 社協だより

次のかたがたから、市社会福祉協議会へ善意の寄付がありました。ありがとうございます。

- 西園 調蔵(高之口) 十五万円
- 寺地 隆男(尻無下) 三万円
- 野村 義松(大谷) 一万五千円
- 寺地 貞志(尻無下) 二万円
- 浜崎しずの(黒之浜) 三万円
- 川畑 俊信(川畑中) 三万円
- 田畑 貞雄(上原) 四万円
- 宇都 健一(本之牟礼) 一万円
- 荻野 ミス(大丸) 三万円

### お知らせ

六月発行予定でありました、阿久根市誌(再版)は諸般の事情によりまして、少々遅れることになりました。いましばらくお待ちください。

### 暑中見舞はがきを発売中

#### 発売中

七月一日から暑中見舞はがきが発売されています。

売切れるときは阿久根郵便局の窓口で風景スタンプ等を備えてありますので、一般はがきにとしどしご利用ください。

【郵便番号は忘れずに】

### 広報をありがとう

#### 馬見塚秀雄さんから便り

出陣に出でいらっしやる馬見塚秀雄さんから便りが届きました。馬見塚さんは奈良県で仕事をされておられ、馬見塚班で働いていらっしやる仲間の家庭にも仕事の状況や健康等をお知らせしてお互いの無事を確かめあっておられます。市役所には毎月の広報送付についてのお礼が書かれていました。